

令和8年 第1回 ふじみ野市農業委員会総会議事録								
招集日時	令和8年1月26日		開会場所	ふじみ野市役所第2庁舎3階 B301会議室				
開会の日時 及び宣告者	開会	令和8年1月26日	午後1時30分	議長				
	閉会	令和8年1月26日	午後1時53分	議長				
議長	久保田 清							
No.	氏名		出欠	No.	氏名		出欠	
1	原田 一		出	10	島田 智之		出	
2	堀井 和幸		出	11	横山 明仁		出	
3	井上 一浩		出	12	有山 茂幸		出	
4	内田 晃生		出	13	近藤 広巳		出	
5	谷田 峰男		出	14	久保田 清		出	
6	新井 正一		出	15	柳川 嗣於(最)		出	
7	岸 勇		出	16	内田 輝美(最)		出	
8	志摩 勇		欠	17	塩野 弘明(最)		出	
9	嶋田 宏		出					
出席者数		農業委員		定数	14名	出席者		13名
		農地利用最適化推進委員		定数	3名	出席者		3名
議事参与(説明者)				書記				
葛籠貫 智洋								
島村 雄大								
菅井 健吾								
関口 正幸								

<p>その他重要と 認める事項</p>	
	<p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和8年1月26日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p>

		<p>ふじみ野市農業委員会会長は、令和8年1月26日、午後1時30分、ふじみ野市役所第2庁舎3階B301会議室に農業委員会を招集した。</p>
日程第1	議長	<p>議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。</p>
日程第2	議長	<p>議事録署名委員に3番・4番委員を指名する。</p>
日程第3	議長	<p>日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第1号について終了します。</p>
日程第4	議長	<p>日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号による農地転用届に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第2号について終了します。</p>
日程第5	議長	<p>日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号による農地転用届に関する件、1件を報告します。</p> <p>事務局に報告書の朗読を求めます。</p> <p>報告書朗読。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>報告案件ですので、報告第3号について終了します。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>日程第 6、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、1 件を議題とします。</p> <p>本案件につきましては、1 番委員に関する議案となります。会議規則第 10 条の規定により、議案の終了まで、1 番委員は退席しますので、よろしくお願いします。</p> <p>(1 番委員退席)</p> <p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請者は現在、市内の賃貸アパートに子供と 3 人で暮らしています。子供も 2 才になり、それに伴い家具等が増え、現在の住まいでは非常に手狭となり、日常の生活に不便な状況で自己用住宅の取得を計画しました。市街化区域、市街化調整区域を含め検討してきましたが、希望する条件に合う土地がなかなか見つかりませんでした。両親に相談したところ、母が祖母に相談し、祖母が所有している実家の隣接農地に建築してみてもとの提案がありました。申請地は将来介護が必要になる両親の家の隣接地で勤務地にも車通勤が可能であることから、本計画に至ったものです。農地の区分は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。原則第 1 種農地は不許可となりますが、集落と接しているため例外として許可になることがあります。</p> <p>本申請地は令和 7 年 3 月に策定した地域計画区域内にございます。地域計画区域内にある農地を転用する場合は、農地転用許可手続き前に地域計画の変更手続きが必要ですが、当申請地は将来農業を担う者が地域計画の目標地区に位置付けられていないため、農地転用手続き後の変更が可能となっております。</p>
--------------	---	--

日程第7	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	4 番委員	1月16日に3番委員と事務局2名の4名で現地調査を行いました。現地はきれいに管理されていて、少し野菜も作付けされており特に問題ないと思います。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	15 番委員	1月26日に現地調査を行いました。4番委員の説明のとおり、現地は適正に管理されており特に問題ないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	この案件につきまして、承認することに決定して、原案のとおり県知事に進達します。
	議 長	議案第1号について終了します。
議 長	1番委員は復席してください。 (1番委員復席)	
議 長	日程第7、議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題とします。	
議 長	相続税の納税猶予に関する適格者証明	
議 長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。	
事 務 局	議案書朗読、説明。 相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要です。この適格者証明書は、農地等を相続により取得した人が、相続税の納税猶予の特例を受ける場合の被相続人及び相続人が死亡するまで農業に従事している旨の証明書になります。	

日程第 8	議 長	現地調査を行った委員から説明をお願いします。
	3 番委員	1 月 1 6 日に 4 番委員と事務局の 4 人で現地調査を行いました。お茶の葉がきれいに刈ってあり、適正に管理されており問題ないと思います。
	議 長	地元委員から説明をお願いします。
	12 番委員	1 月 2 3 日に現地調査をしました。親の時代から知っていますが、申請者に引き継がれて農地はきれいに管理されていると思います。申請者はお茶を製造しており、手持ちの機械は、トラクター 1 台、トラック 1 台、乗用お茶刈機 1 台、背負除草噴霧器、ユンボ、6 0 kg 製造ライン 1 式、お茶秤機、袋詰機、真空ガス充填機等を所有しています。また、申請地近くのお店で販売しております。特に問題ないと思います。
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし。
	議 長	質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。
	全 委 員	異議なし。
	議 長	この案件につきまして、承認することに決定します。
	議 長	議案第 2 号について終了します。
議 長	日程第 8、議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、1 件を議題とします。	
議 長	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。	
事 務 局	議案書朗読、説明。 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明とは、生産緑地の買取り申出を行う際に、亡くなった方や、病気・ケガなどで農業の継続が困難になった方、生産緑地に指定されてから 3 0 年経過した農地所有者が、その農地の「主たる従事者」であったことを証明するためのものになります。今回は買取り	

日程第 9	議 長 3 番委員	<p>申出事由を生じた者が農業に従事していたかを承認する議案となります。</p> <p>今後の流れについては、本案件が承認されると、申請者は市に対して買取り申出を行い、市が公園や緑地等として買取りしない場合は、市から農業委員会へ斡旋の依頼を行います。そして買取希望が無い場合は、最終的に生産緑地が解除されることとなります。</p> <p>現地調査を行った委員から説明をお願いします。</p> <p>1月16日に4番委員と事務局2名の4名で現地調査を行いました。大井2丁目の生産緑地に関しましては、ネギ等が作付けされておりました。多少周りに草はありましたが、問題はないかと思われます。そして、大井中央1丁目の生産緑地に関しましては、キャベツや白菜、ほうれん草が作付けされておりました。問題ないと思います。</p>
	議 長 6 番委員	<p>地元委員から説明をお願いします。</p> <p>1月26日に現地調査をしました。大井2丁目の生産緑地は、3番委員が言われたとおり、ネギが作付けされておりました。多少草は生えておりましたが、特に問題はないと思われます。また、大井中央1丁目の生産緑地はきれいに管理されておりましたので、問題ないと思います。</p>
	議 長	<p>質疑はありますか。</p>
	全 委 員	<p>なし。</p>
	議 長	<p>質疑等がなければ、承認してもよろしいですか。</p>
	全 委 員	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>この案件につきましては、承認することに決定します。</p>
	議 長	<p>議案第3号について終了します。</p> <p>日程第9、議案第4号、生産緑地取得の斡旋について、2件を議題とします。</p>

	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域の農地で、公害の防止や良好な都市環境の形成等を目的として、都市計画によって保全される農地のことです。買取り申出者である主たる従事者が死亡したため、市に対して、本対象地の買取り申出がありました。市が買取りを希望しなかったため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。</p> <p>今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の行為制限の解除となります。各担当の地区の農業者の方に周知をしていただき買取希望者がおりましたら、2月20日までご連絡をお願いします。</p>
	議 長	質疑はありますか。
	全 委 員	なし
	議 長	本案件につきましては、買取申出がありましたら、2月20日までに事務局へ連絡をお願いします。
	議 長	議案第4号について終了します。
	議 長	本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和8年第1回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。
		(終了 午後1時53分)